

令和7年度高知県公立小・中学校（義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校を含む。）並びに高知県立学校（高知商業高等学校定時制を含む。）主幹教諭及び指導教諭任用候補者選考審査取扱要項

1 目的

この選考審査は、令和7年度の高知県公立小学校及び中学校（義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校を含む。以下「小・中学校」という。）並びに高知県立学校（高知商業高等学校定時制を含む。以下「県立学校」という。）の主幹教諭及び指導教諭の任用候補者を選考することを目的とする。

2 選考審査の対象者

次の(1)の①から⑤までのいずれかに該当する者（高知県教育委員会が任命権者として公立学校教職員に採用した者に限り、再任用職員を除く。）であって、主幹教諭にあつては、次の(2)の①に該当するもの、指導教諭にあつては、次の(2)の②に該当するもの（令和7年4月1日現在の年齢が小・中学校を受審する者にあつては36歳以上、県立学校を受審する者にあつては41歳以上に限る。）とする。

(1) 対象者

- ① 高知県内の公立学校又は国立大学法人高知大学の附属学校園の教諭（県外人事交流及び在外教育施設派遣中の者を含む。）
- ② 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局若しくは教育機関（学校を除く。以下同じ。）又は文部科学省が所管する独立行政法人若しくは当該独立行政法人が設置した施設（国立室戸青少年自然の家、国立大洲青少年交流の家その他の施設をいう。）（以下「独立行政法人等」という。）に勤務する職員（2の(1)の③に該当する者を除く。）
- ③ 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局若しくは教育機関又は独立行政法人等に勤務する職員のうち「高知県公立学校管理職等任用候補者特別選考審査取扱要項」で定める対象者
- ④ 高知県内の市町村（学校組合）職員のうち、2の(1)の②に掲げる者と同等の職歴を有すると高知県教育長が認める者
- ⑤ 高知県教育委員会の事務局若しくは教育機関、高知県の本庁若しくは出先機関又は高知県知事の所管する団体に勤務する職員（高知県教育長が教頭に相当する職と認める職に令和7年3月末で通算して期間が2年以上ある者を除く。）

(2) 要件

- ① 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状を有する者であつて、小・中学校又は県立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職に5年以上在るもの
- ② 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の普通免許状を有する者であつて、小・中学校又は県立学校の教諭の職に5年以上在るもの

3 選考審査の区分

2の(1)のうち、①、②又は④に掲げる者を対象とする選考にあつては**一般選考審査**によるものとし、③又は⑤に掲げる者を対象とする選考にあつては別に定める**特別選考審査**によるものとする。

4 出願手続等

1 推薦制（主幹教諭のみ）

(1) 推薦手続

市町村（学校組合）教育長、教育事務所長、県立学校長及び国立大学法人高知大学の附属学校園長は、主幹教諭としてふさわしい者を高知県教育長に推薦するものとする。なお、推薦目安数及び推薦期限並びに推薦書の様式については、別途通知する。ただし、推薦目安数については、教頭任用の推薦目安数に含むものとする。

(2) 推薦後の手続

ア 高知県教育長は、8月上旬までに、該当者に推薦があったことを通知し、所属長を通じて選考審査の受審を促すものとする。なお、被推薦者は、これを辞退することも可能とする。

イ 選考審査の受審を受諾した被推薦者は、次の書類を所属長を通じて提出するものとする。

① 選考審査願書

② 課題論文

ウ 4の①の(2)のイにより願書等の提出を受けた所属長は、市町村（学校組合）立学校等の職員にあっては市町村（学校組合）教育長を経由し、その他にあっては直接、高知県教育委員会事務局教職員・福利課長あてに、次のエの提出期限までに進達するものとする。

エ 提出期限

令和6年8月28日（水）

2 志願制

(1) 選考審査への出願は、小・中学校又は県立学校のいずれか一つに出願するものとし、出願に当たっては、次の書類を所属長に提出するものとする。

ア 選考審査願書

イ 課題論文

(2) 昨年度実施の選考審査において、第二次審査を受審した者で任用候補者名簿（6の(2)に規定するものをいう。以下同じ。）に登載とならなかった者については、本年度実施の選考審査に限り第一次審査を免除し、第二次審査から受審するものとする。ただし、この場合であっても、本年度実施の選考審査への出願手続（選考審査願書及び課題論文の提出）は行う必要がある。

なお、昨年度実施の選考審査において任用候補者名簿に登載された者は、本年度実施の当該審査への出願は要しない。

(3) 4の②の(1)により願書等の提出を受けた所属長は、市町村（学校組合）立学校等にあっては市町村（学校組合）教育長を経由し、その他にあっては直接、高知県教育委員会事務局教職員・福利課長あてに、次の(4)の提出期限までに進達するものとする。

(4) 提出期限

①一般選考審査：令和6年8月1日（木）～28日（水）

②特別選考審査：所属長あて別途通知する。

5 所見書の提出

(1) 高知県教育長は、選考審査の出願者（昨年度実施の選考審査において任用候補者名簿に登載された者のうち、所見書の提出時まで主幹教諭又は指導教諭に任用されていない者を含む。）について、市町村（学校組合）立学校等の職員にあっては市町村（学校組合）教育長及び所属長に、その他にあっては所属長に、それぞれ所見書の提出を求める。

(2) 所見書の様式及び提出時期については別途通知する。

6 一般選考審査

選考審査は、次の(1)及び(2)により実施する。また、審査結果の有効期間は次の(3)のとおりとする。

なお、推薦制による受審者は第一次審査を免除する。ただし、この場合であっても、出願手続（選考審査願書及び課題論文の提出）は行う必要がある。

(1) 第一次審査

出願時に提出された課題論文及び所見書の評価等により総合的な選考を行い、「第二次審査対象者」を決定する。

(2) 第二次審査

第二次審査対象者（昨年度実施の選考審査において、第二次審査を受審した者で任用候補者名簿登載とならなかった者を含む。）を対象に10月下旬から11月にかけて面接審査を実施する。

なお、面接審査の日時及び審査会場は、10月中旬に、市町村（学校組合）立学校等の職員にあっては市町村（学校組合）教育長及び所属長を経由し、その他にあっては所属長を経由し、受審者に別途通知する。

第二次審査を受審した者のうちから、面接審査の結果並びに課題論文及び所見書の評価、勤務実績等による総合的な選考を行い、任用候補者名簿に登載される者（以下「任用候補者名簿登載者」という。）を決定する。

(3) 審査結果の有効期間

本年度実施の選考審査において任用候補者名簿登載者のうち、令和7年度内に任用されなかった者の審査結果は、令和8年3月末日まで有効とする。（該当者については、令和7年度実施の選考審査への出願は要しない。）

7 教頭への任用の特例

主幹教諭に任用された場合、1年以上の勤務を経て、以後教頭任用の資格を有するものとなる。その後の教頭任用に当たっては、当該者の意思確認をしたうえで、所見書、人事評価等による総合的な選考を行い、任用の判断を行う。